

# Ⅶ 参 考 事 項

## 見 取 図

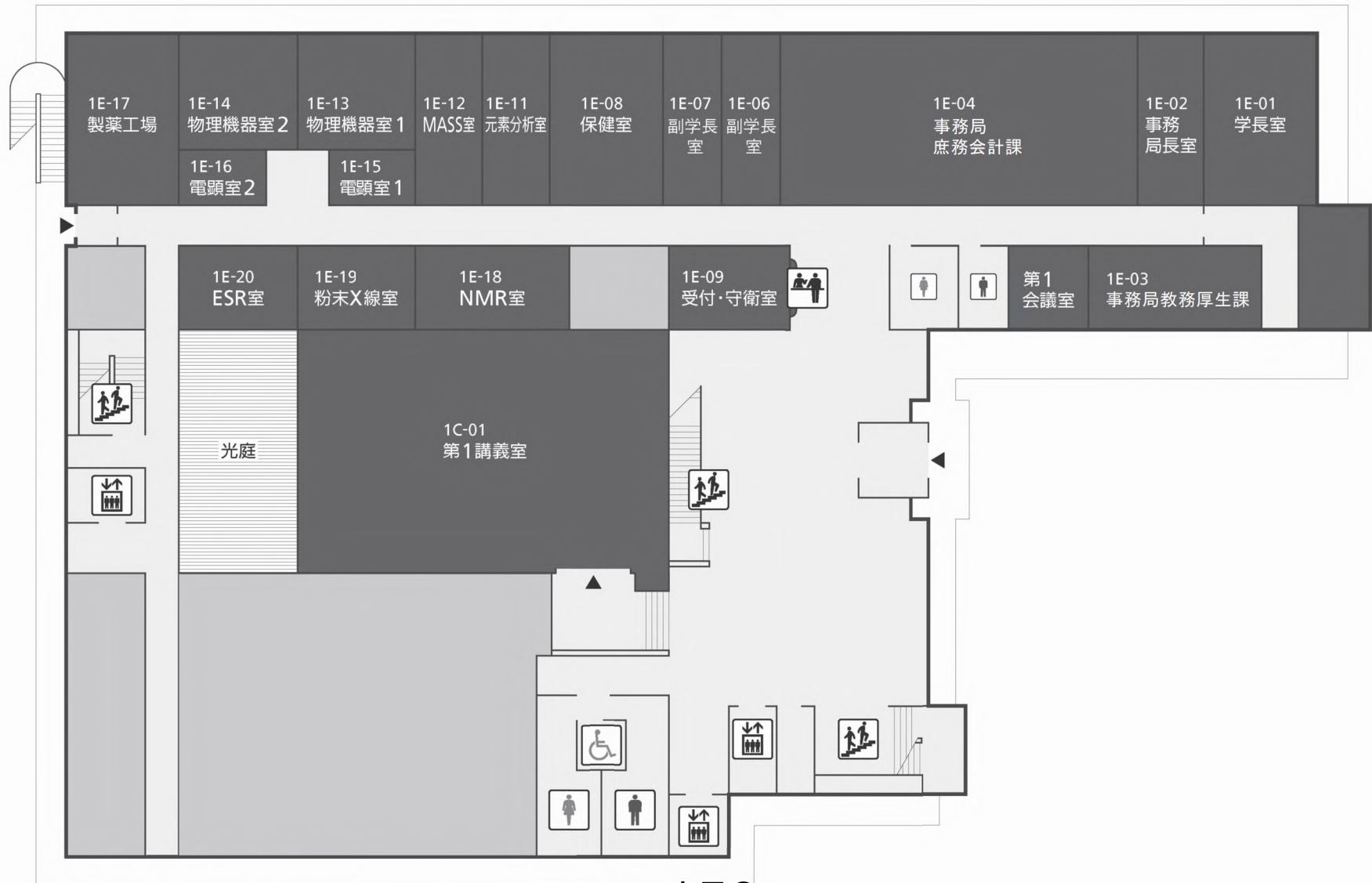
(1) 施 設 配 置 図 (三田洞キャンパス)



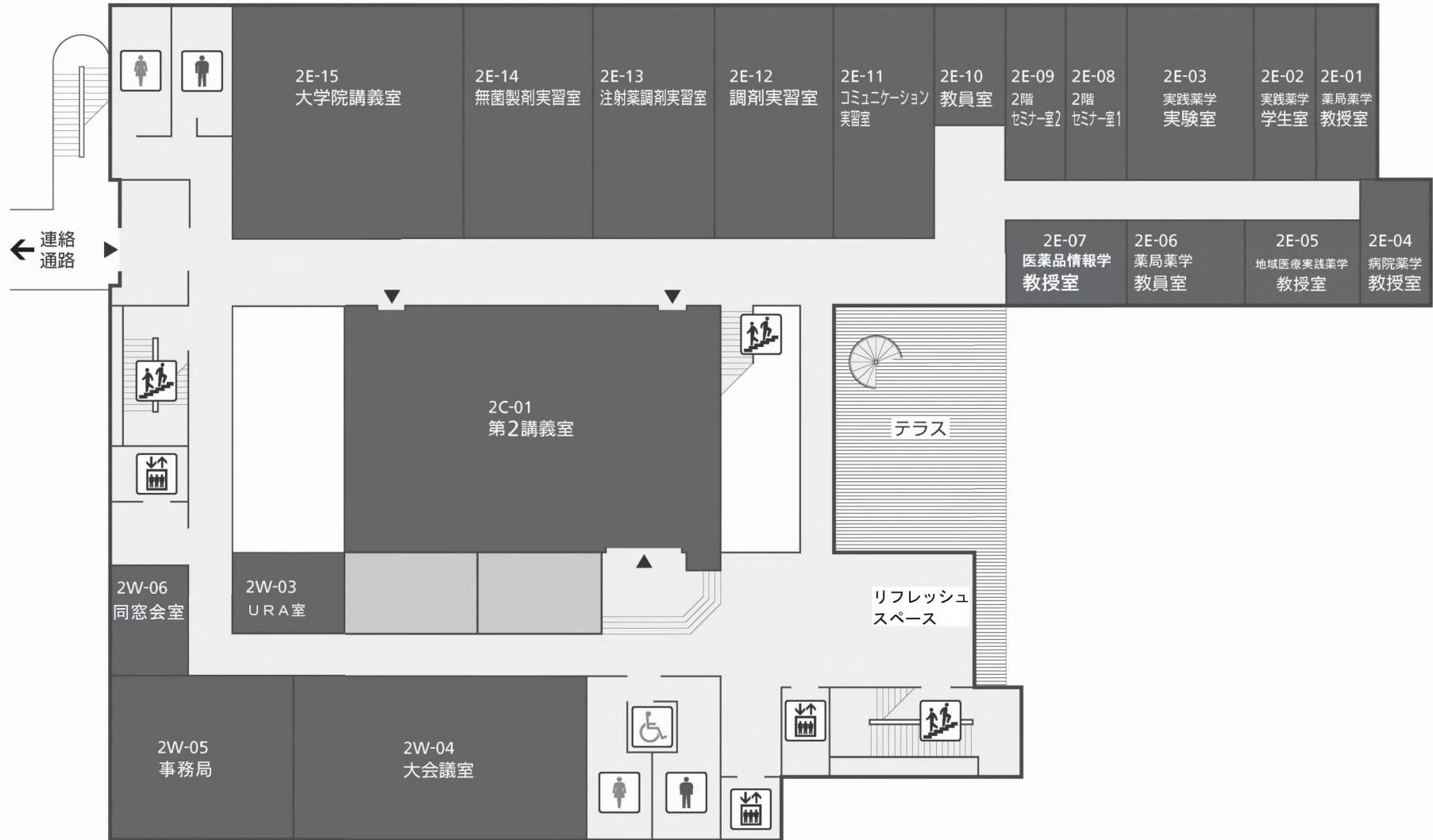
(2) 建物内配置図 (平面図)

本 部

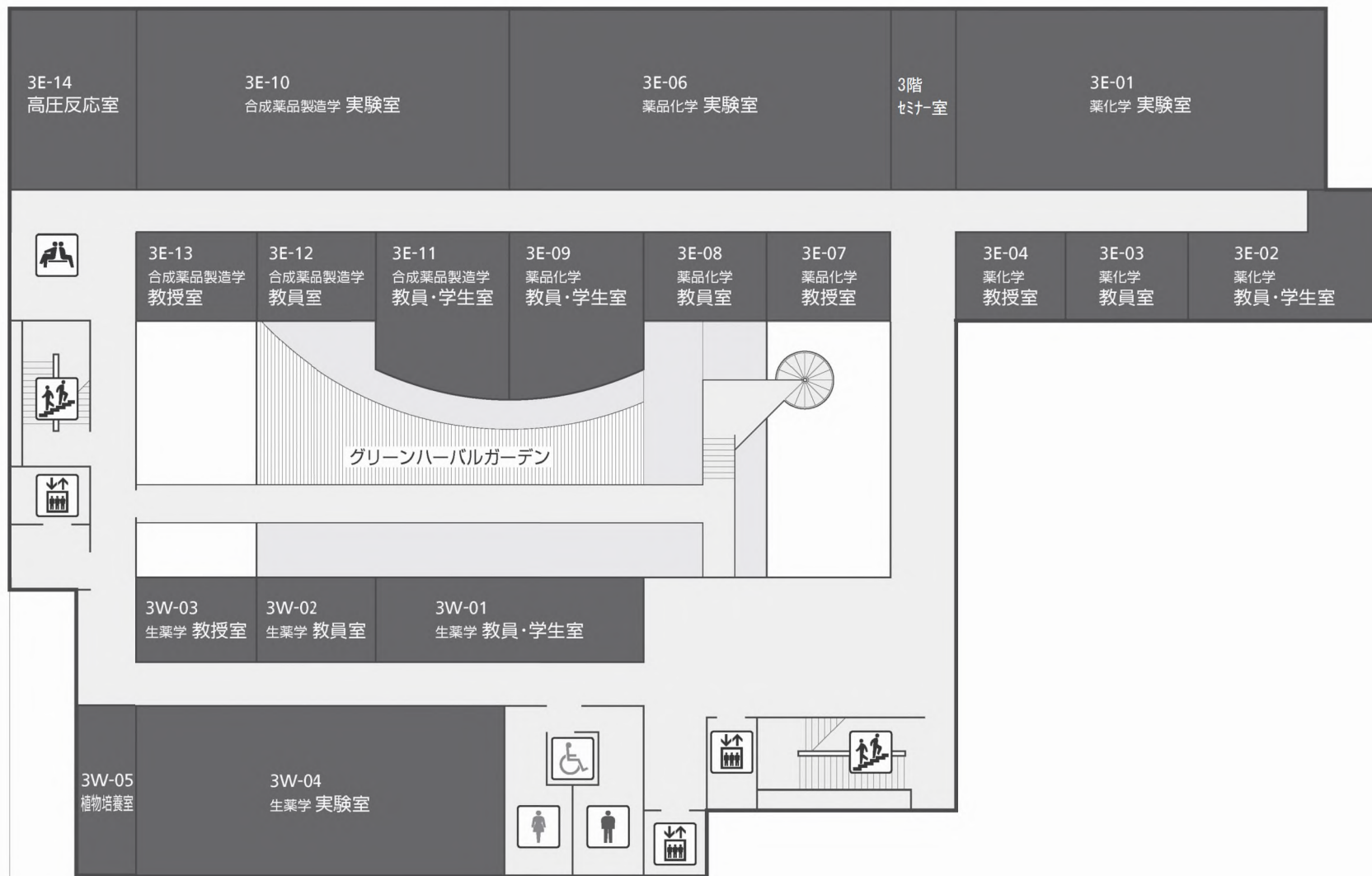
1 階 平 面 図



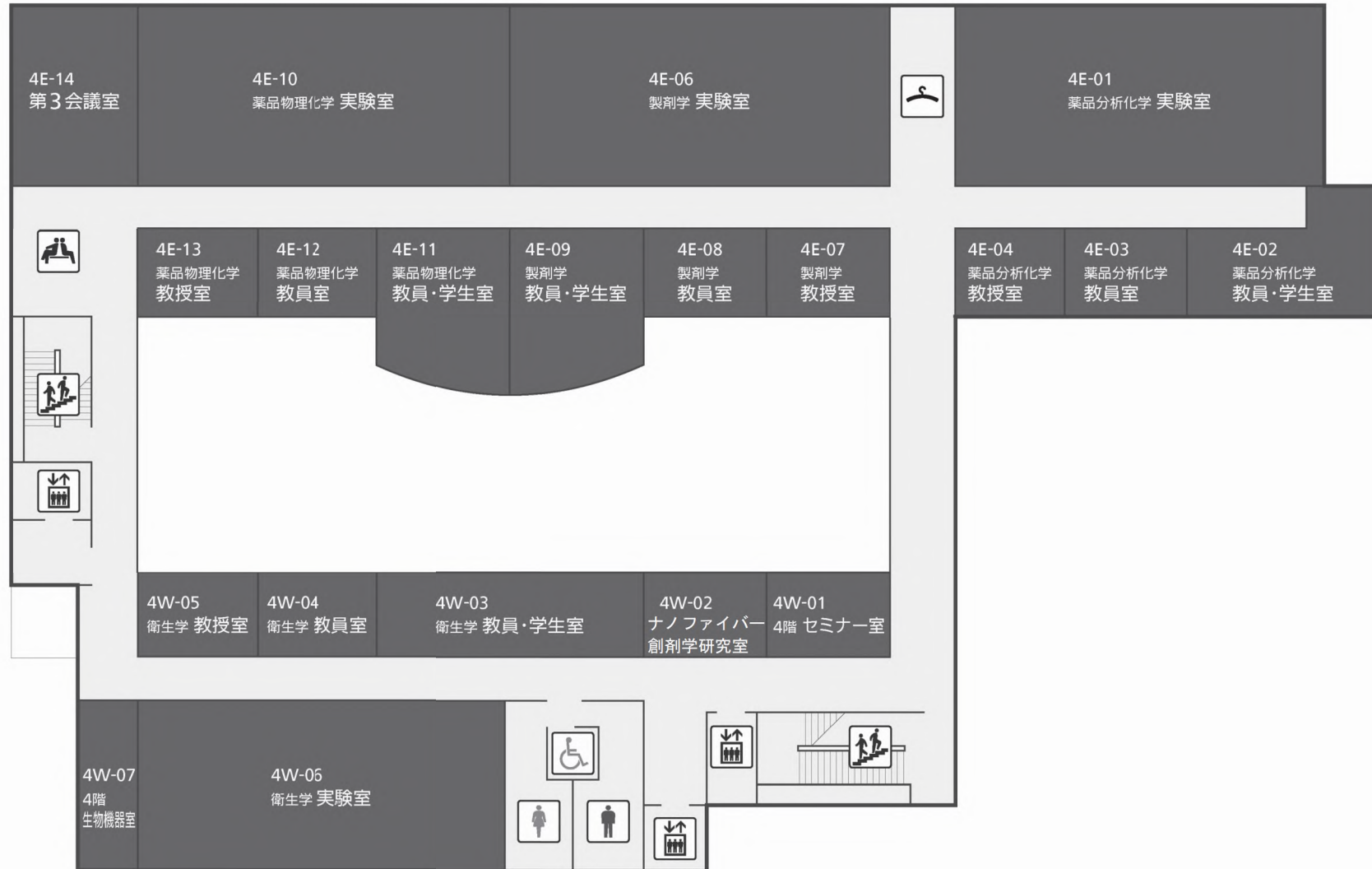
## 2階平面図



### 3階平面図



# 4 階 平 面 図

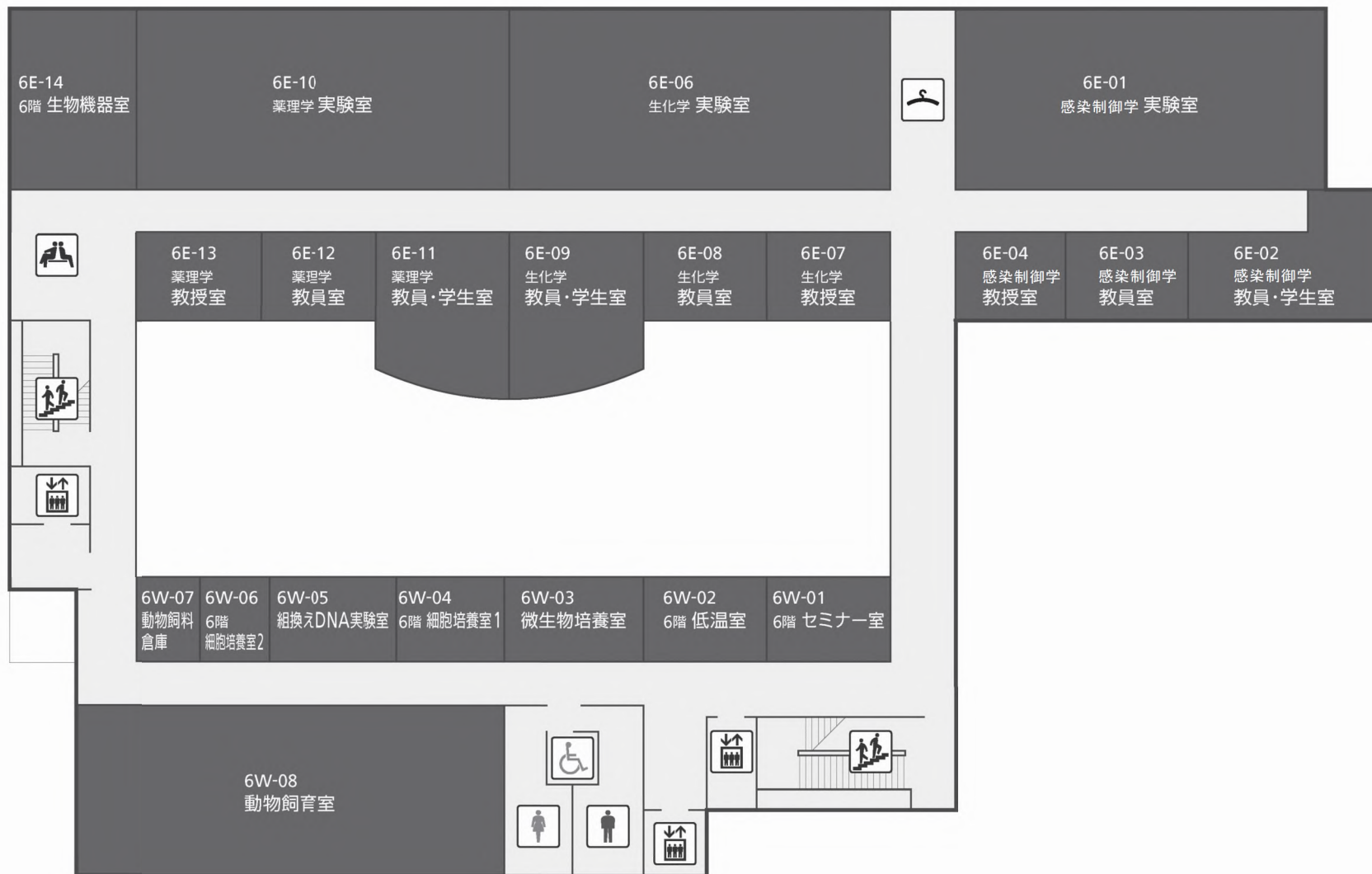


# 5 階 平面 図

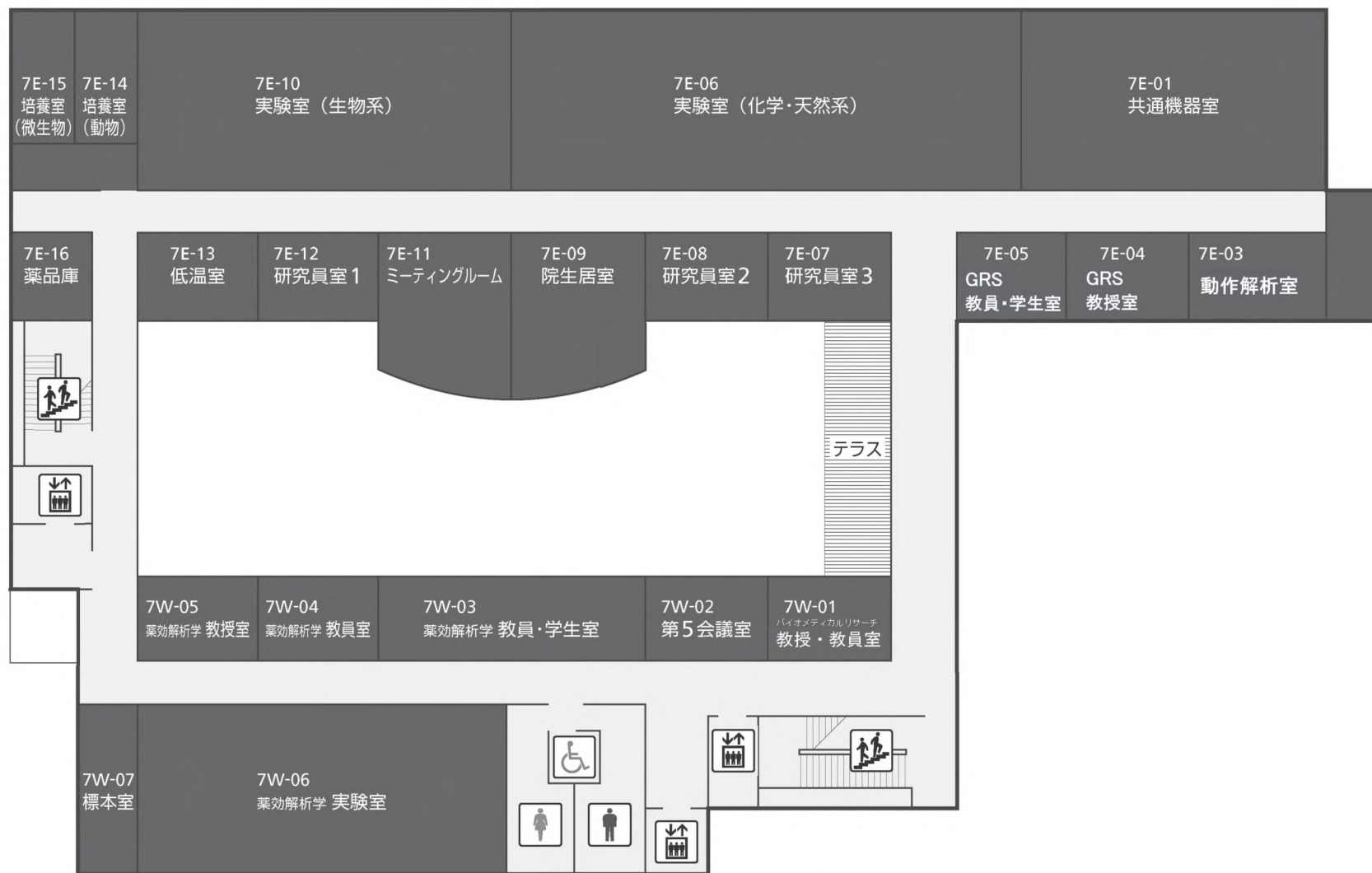




# 6 階 平面 図

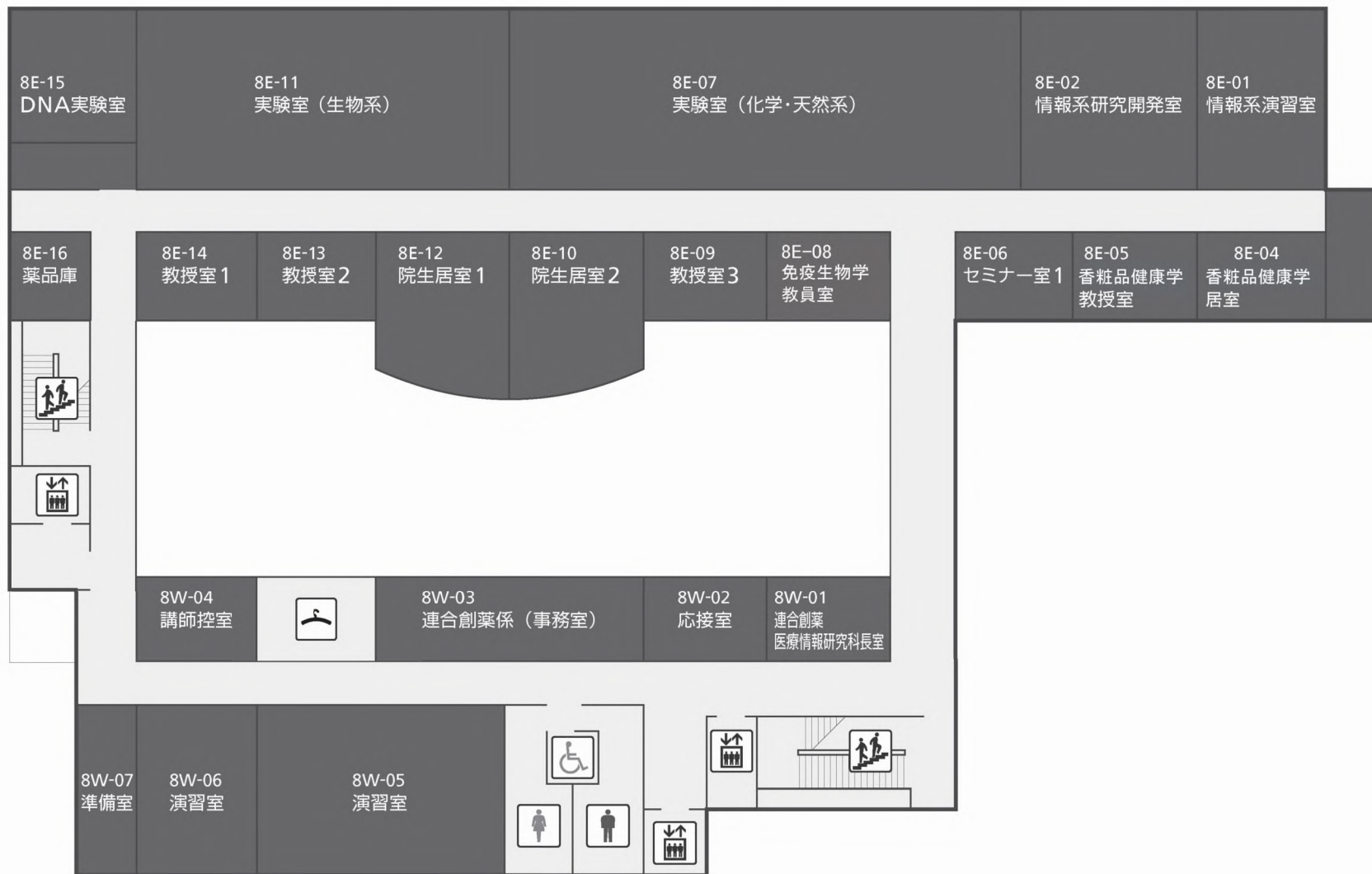


7 階 平 面 図



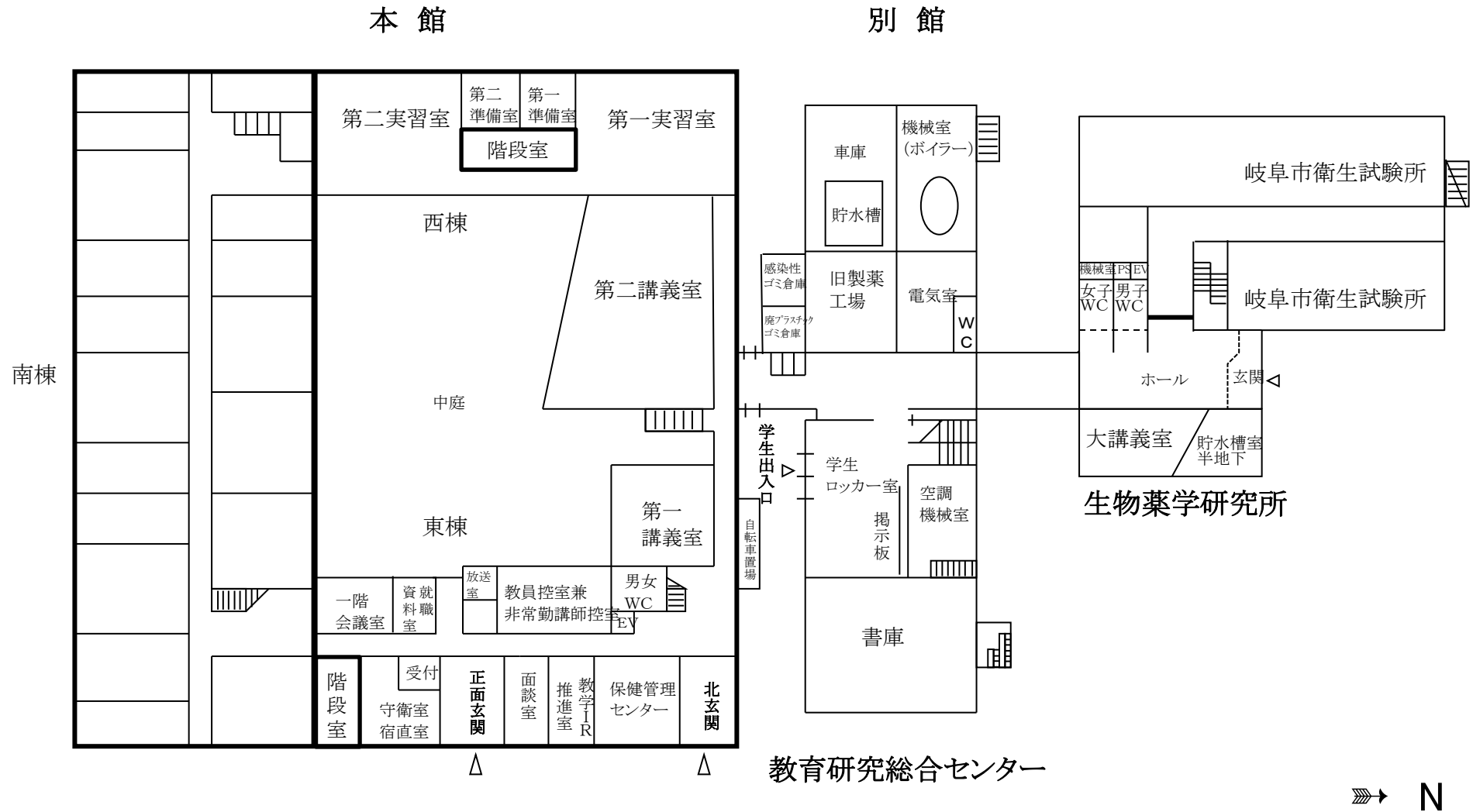


8 階 平 面 図



1階平面図

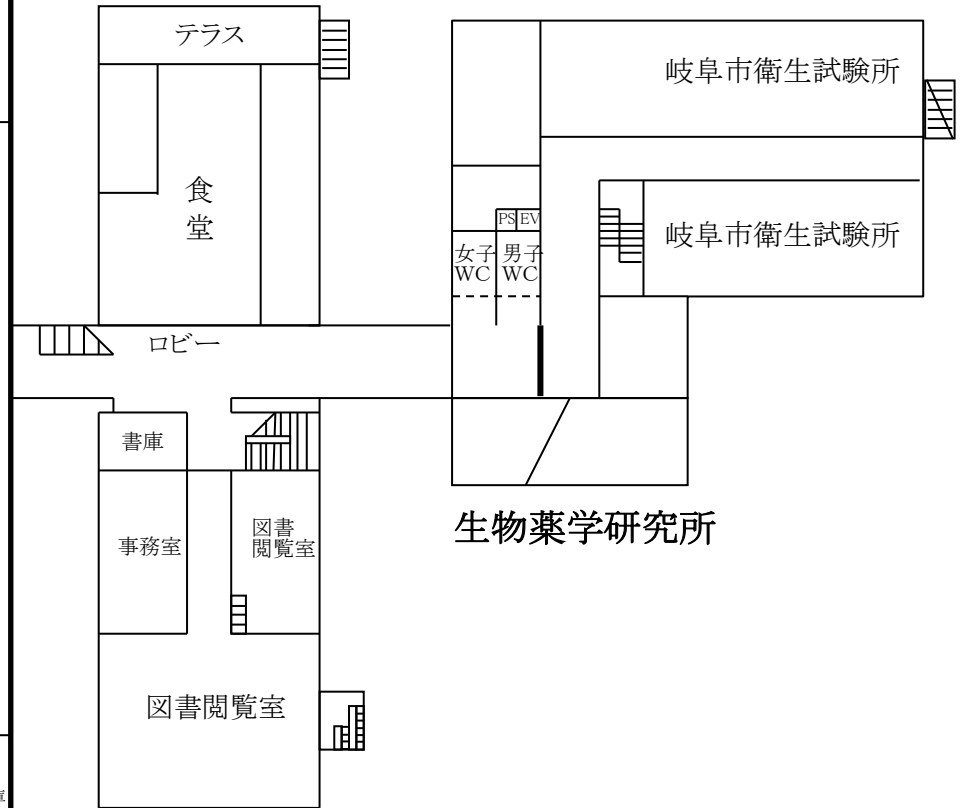
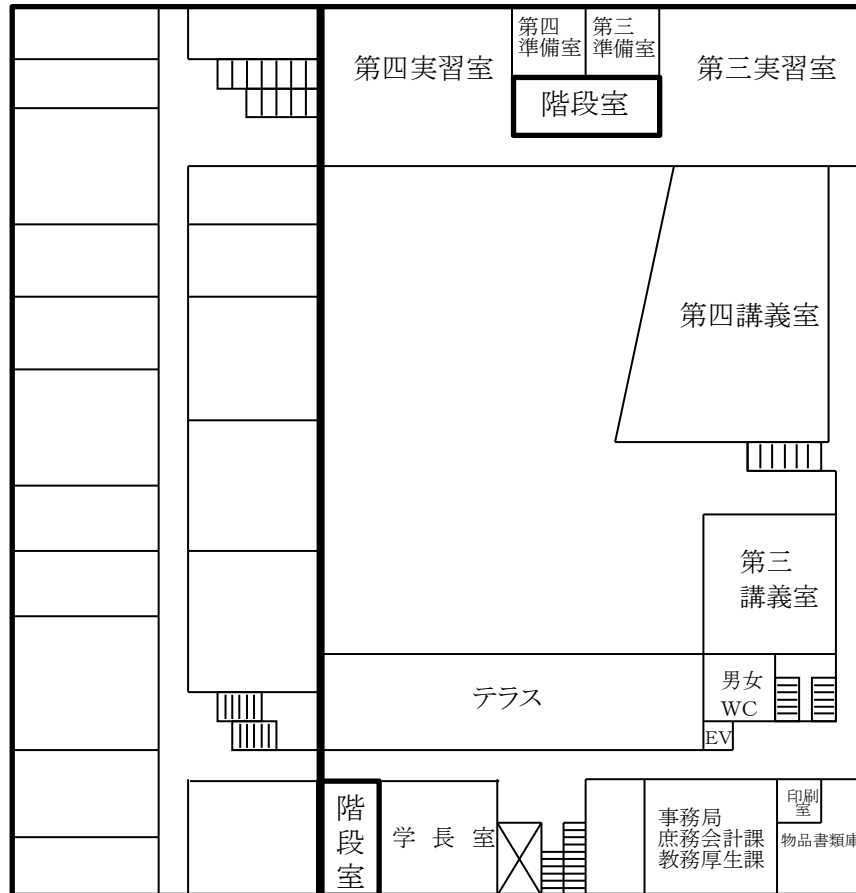
三田洞キャンパス



2階平面図

本館

別館



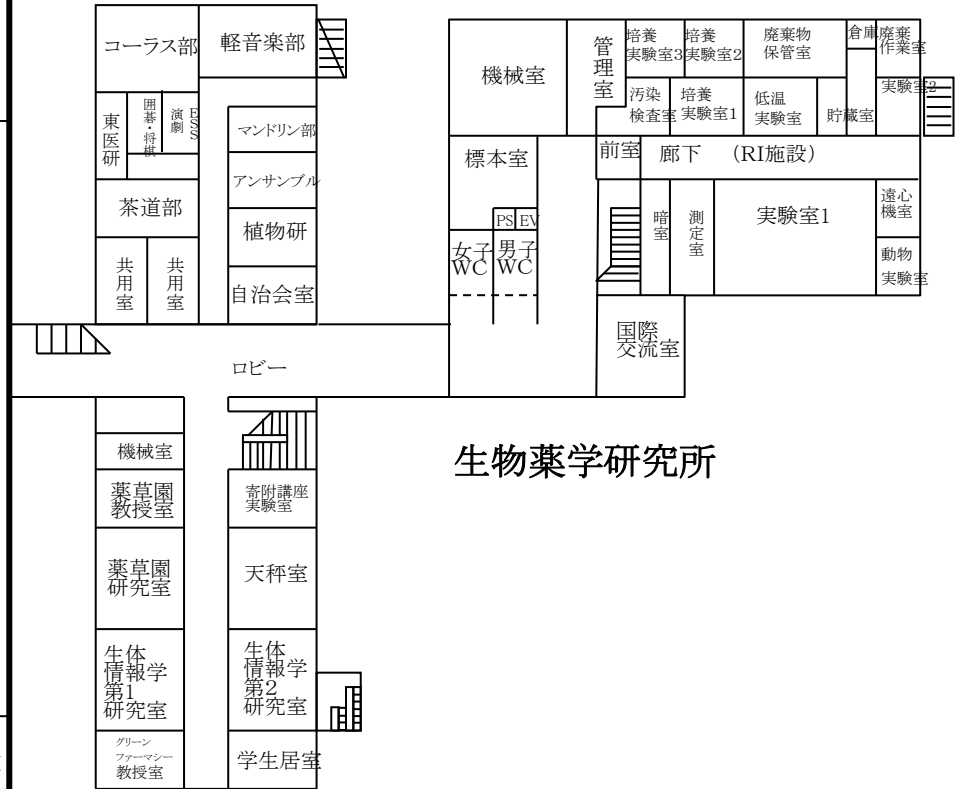
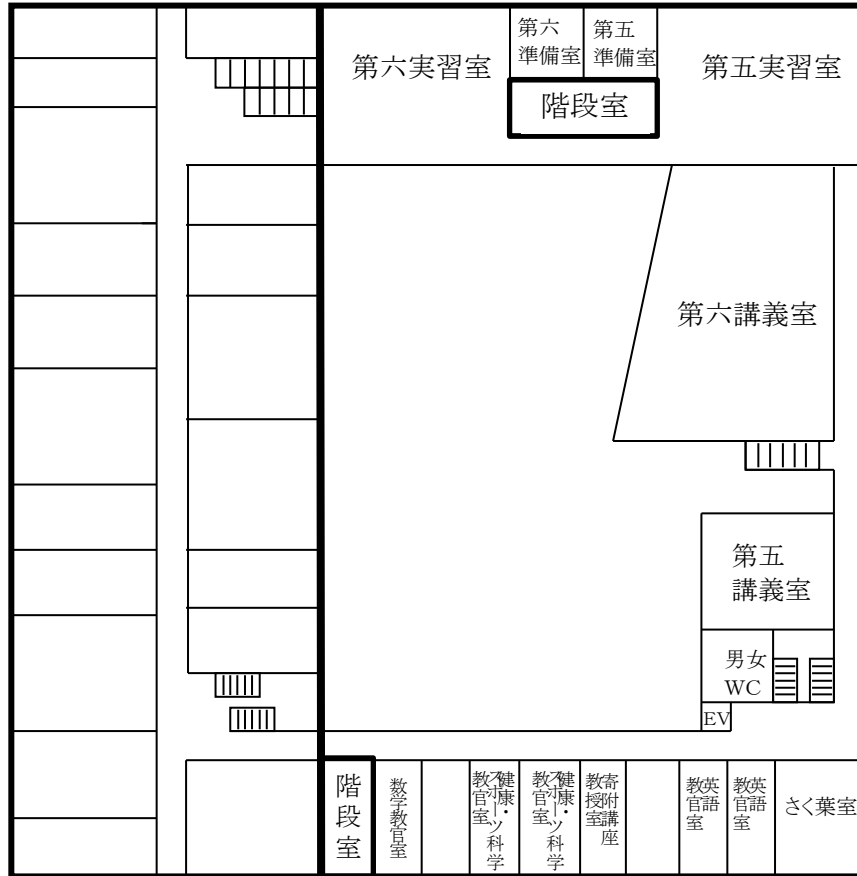
教育研究総合センター

➡ N

# 3階平面図

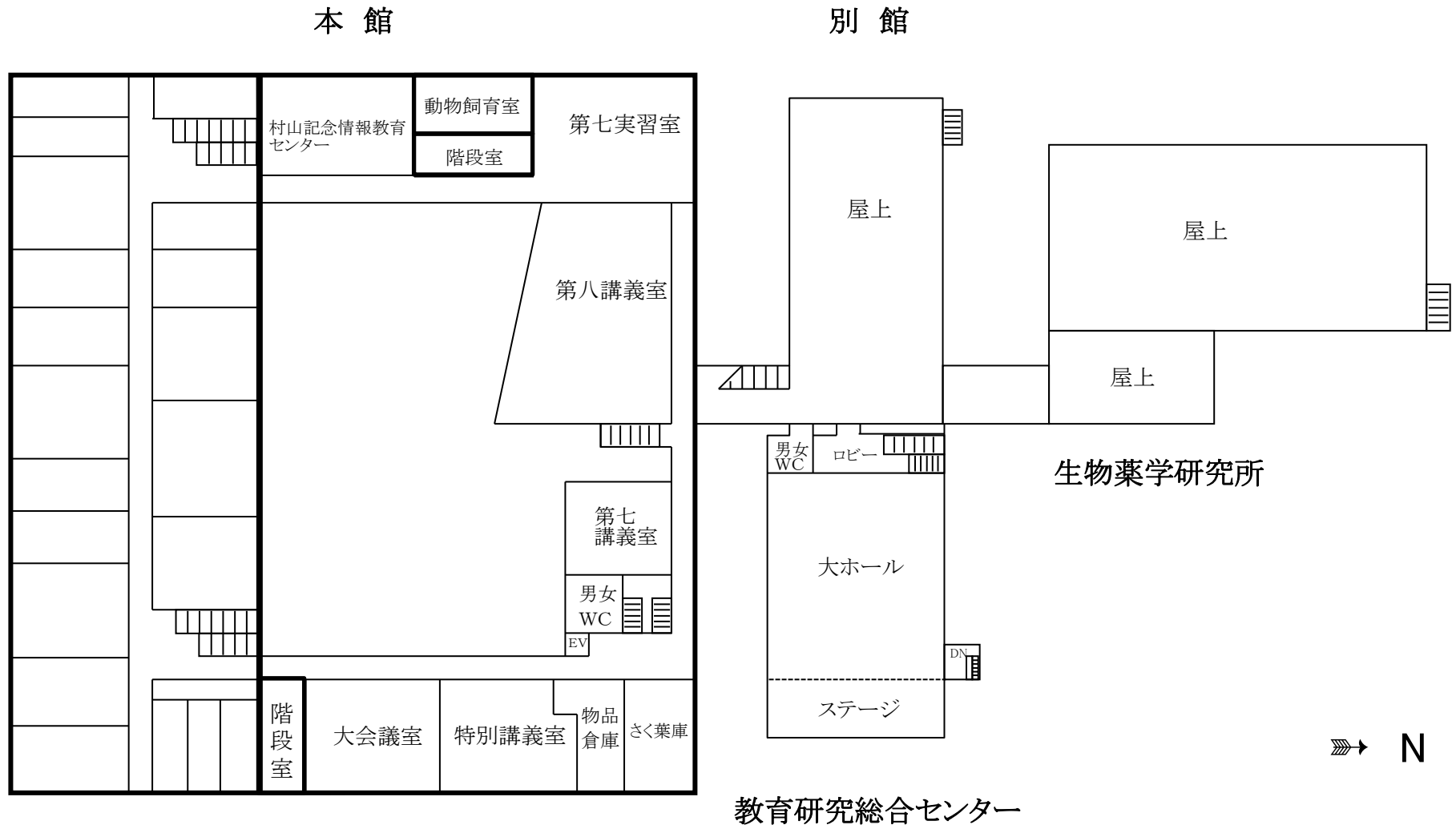
## 本館

## 別館



教育研究総合センター

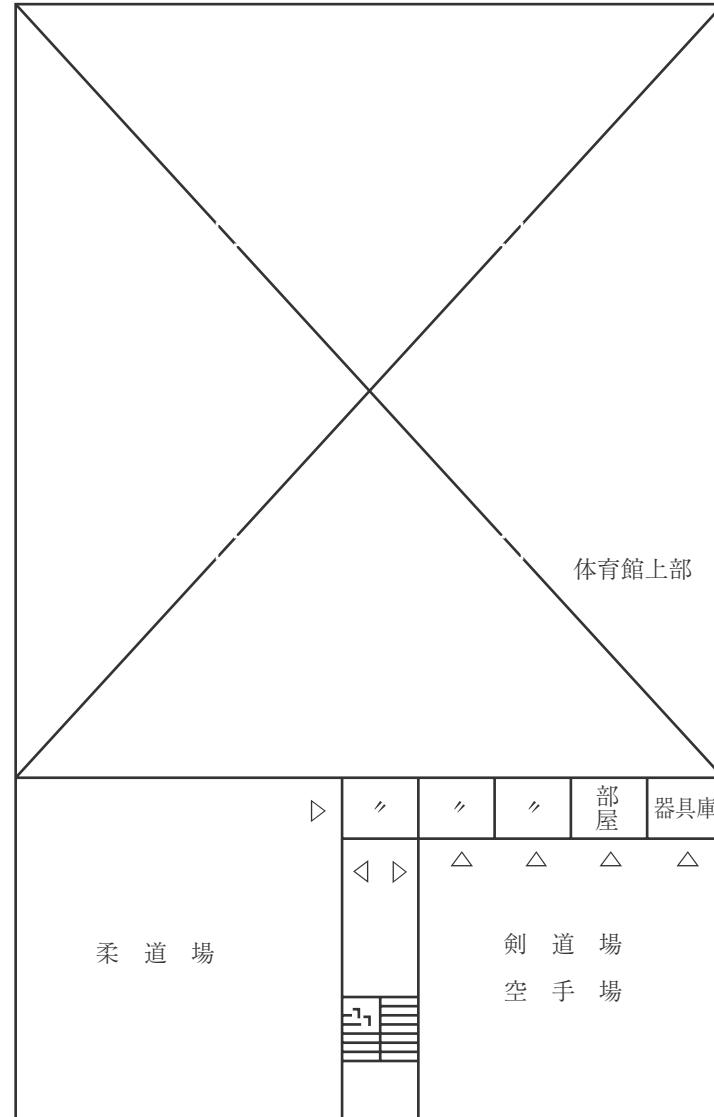
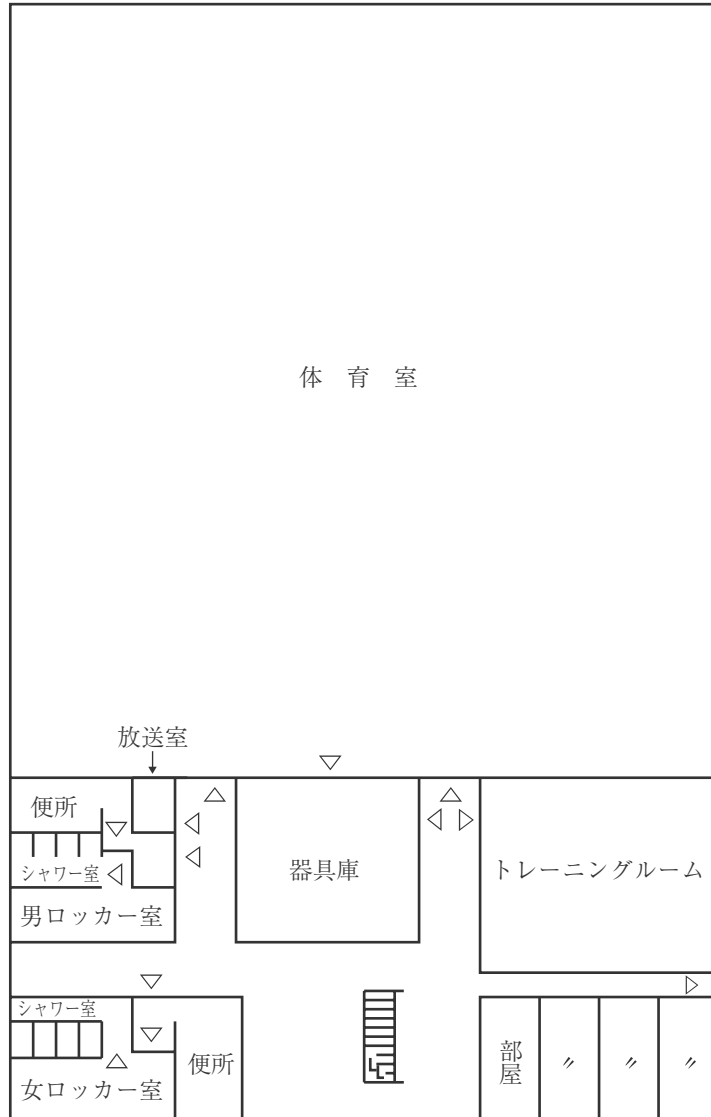
4階平面図



1階

体育館平面図

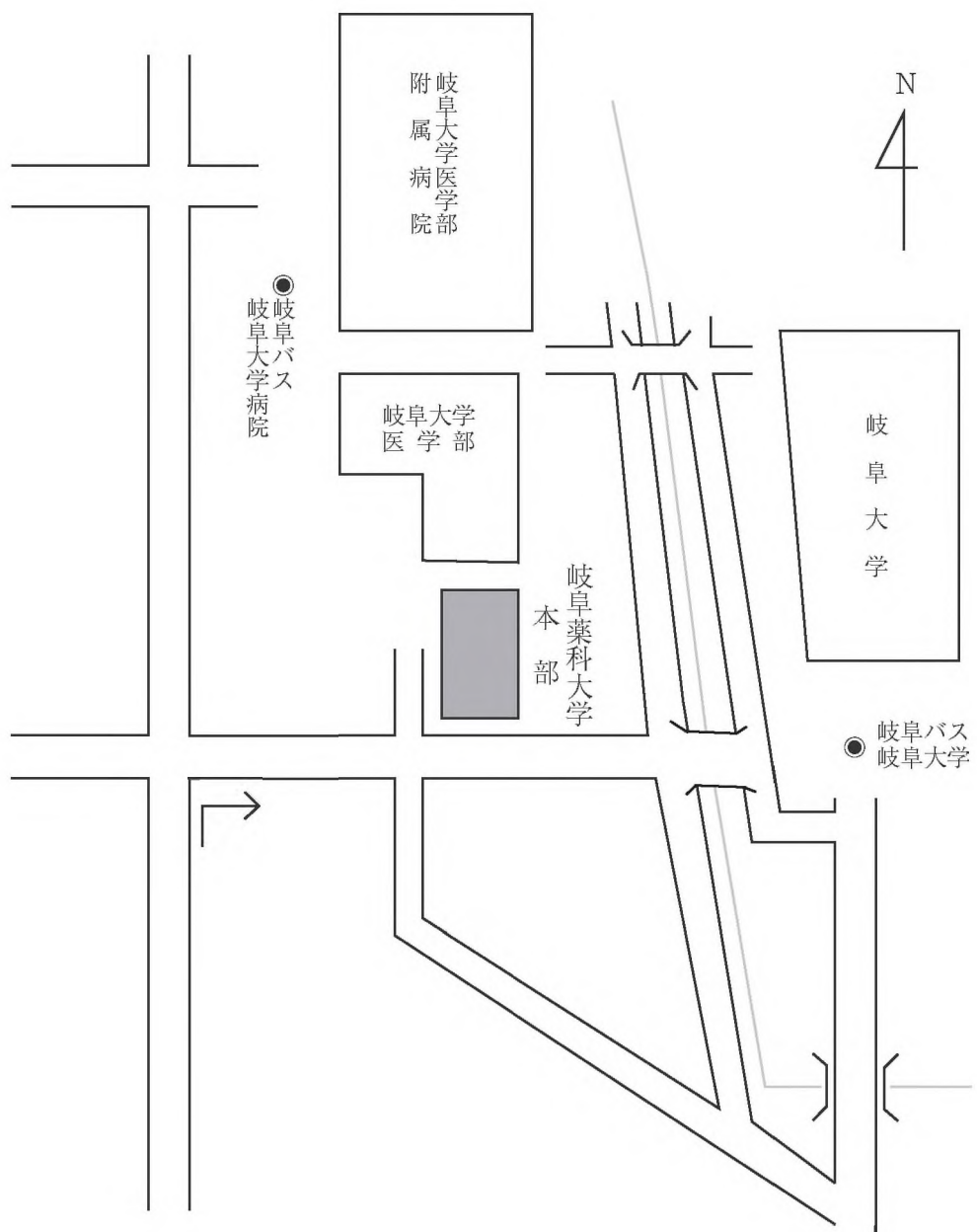
2階





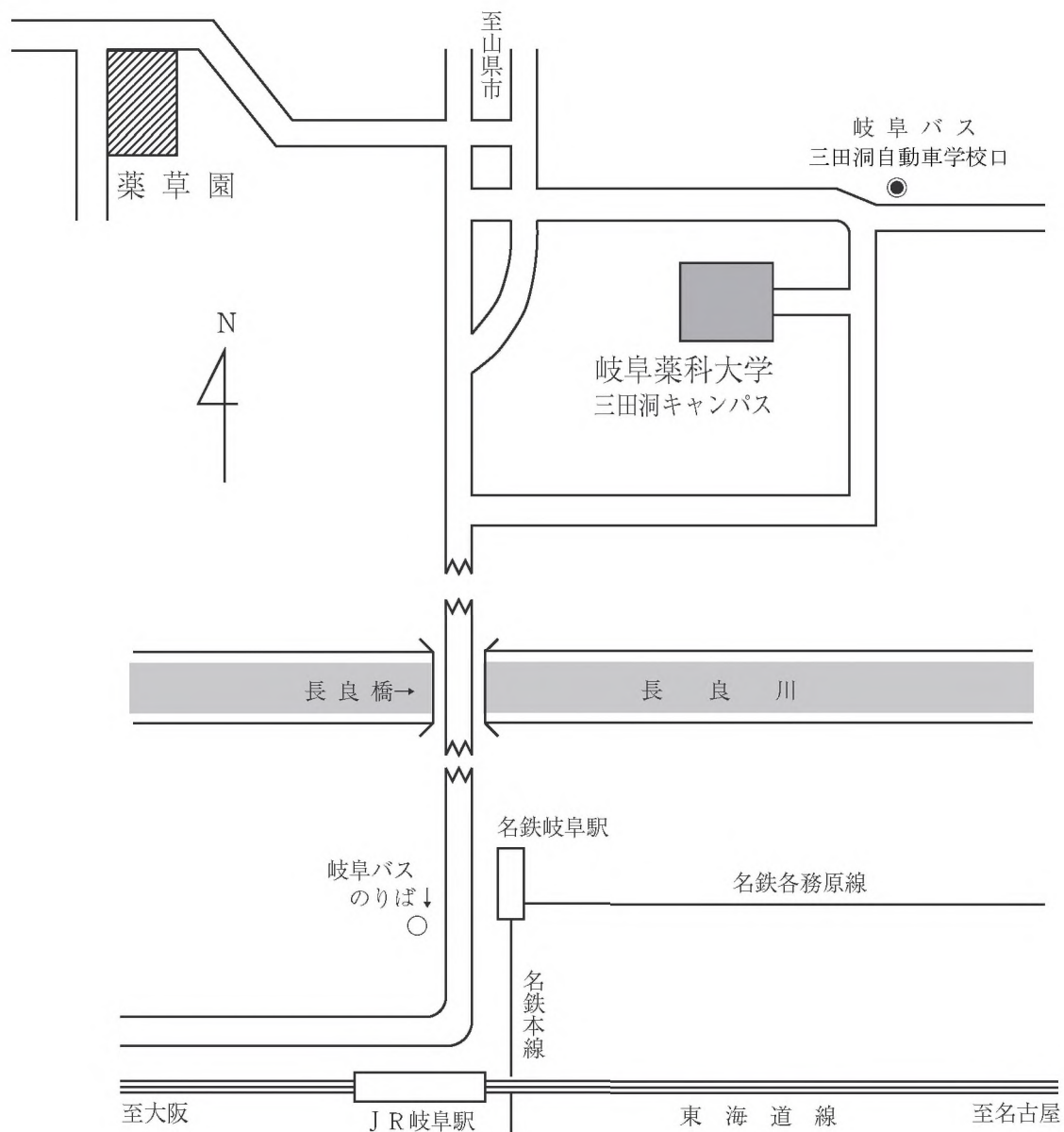
# 大学位置図 (本部)

所在地	電話	交通関係
〒501-1196 岐阜市大学西 1丁目25番地4	TEL058-230-8100 FAX058-230-8105	岐阜バス JR岐阜駅前又は、名鉄岐阜駅前にて 『岐阜大学病院行き』に乗車、「岐阜 大学病院」で下車



## 大学位置図 (三田洞キャンパス)

所在地	電話	交通関係
〒502-8585 岐阜市三田洞東 5丁目6番1号	TEL058-237-3931 FAX058-237-5979	岐阜バス JR岐阜駅前又は、名鉄岐阜駅前にて 『三田洞団地行き』に乗車、「三田洞 自動車学校口」で下車



# 学生自治会会則

# 学生自治会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、岐阜薬科大学学生自治会とする。

## 第2章 目的

第2条 本会は、本会学生の自治精神を涵養し、学問の自由の確立と自主的學生生活の充実と進歩を図り、全学生の総意を実現することを目的とする。

## 第3章 会員及び組織

第3条 本会の会員は、岐阜薬科大学学生とし、本会は会員によって組織する。

第4条 本会の会員は、本会会則に定められた権利及び義務を有する。

## 第4章 機関

第5条 本会に次の機関を置く。

- ① 学生総会
- ② 選挙管理委員会
- ③ 執行委員会
- ④ 会計監査委員会

第6条 学生総会を除いたこれら第5条にかかげる機関の役員は、他の機関の役員を兼任できない。

## 第5章 学生大会

第7条 学生総会は、最高議決機関である。

第8条 次の場合、執行委員会会長は、全校投票行わなければならない。

第1項 執行委員会が全校投票開催を決議した場合

第2項 全会員の1/8以上の者から投票に付すべき議題を示して全校投票開催の請求があった場合

第9条 次の事項に関する議決は、常に全校投票において討議されなければならない。

第1項 規約改正

第2項 外部団体への加入及び脱退

第3項 本会の運営上会員の総意をもって議決すべき重要事項

第10条 学生総会は全会員の1/2以上の出席によって成立し、議案の有効投票の1/2以上の賛成によって議決される。

第11条 学生総会の議長は執行委員会会長が兼任し、副議長は議長の指名推薦による。

第12条 議案及び修正案は、執行委員会によって、又は全会員の1/20以上の賛成でもって会員より提出できる。

## 第6章 選挙管理委員会

第13条 選挙管理委員会は、すべての全校投票を管理する。

第14条 選挙管理委員会は、必要に応じて執行委員会により指名された任意の会員5名によって構成され、委員の任意は1年とする。

第15条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選で選出され、その権利は、他の選挙管理委員と同等である。

第16条 全校投票は、全会員の2/3以上の有効投票で選挙が成立し、有効投票の1/2以上をもって決定される。

第17条 全校投票は、無記名投票を原則とする。

第18条 選挙に不正を発見した選挙管理委員会は、当選の無効又は選挙の無効を宣して再選挙にかけることができる。

第19条 選挙管理委員会は、選挙日から4日以内に当選者あるいは選挙の成立を認定しなければならない。

第20条 選挙において、不明又は不正な点を発見した者は、30名以上の会員の署名をもって選挙日から4日以内に選挙管理委員会に選挙の再審査を要求することができる。

第21条 第20条の要求を受けた選挙管理委員会は、要求を受けた日より4日以内にその選挙を再審し、結果を発表しなければならない。

## 第7章 執行委員会

第22条 執行委員会の会長及び副会長は、前執行委員会会長の指名推進と前執行委員会の承認に選出され、執行委員会は、執行委員会会長の指名を受けた会長によって構成される。執行委員会員の任期は1年とする。

第23条 執行委員会会長は、本学自治会を代表し、その義務と責任の遂行にあたり、会則に従った権限を有する。

なお、副執行委員会副会長は、執行委員会会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。

第24条 執行委員会会長は、選出された日より14日以内に執行委員会を構成しなければならない。

第25条 執行委員会は、全ての計画方針を学生総会において承認を得ずして、これを実行してはならない。

ただし、学生総会により決定実行を一任された場合を除く。

第26条 執行委員会は、学生総会要請事項に関して正当な理由なくしてこれを拒否できない。

第27条 執行委員会は、次の定める機関を設ける。

- (1) 文化部門キャプテン会議
- (2) 運動部門キャプテン会議
- (3) 学生祭実行委員会
- (4) その他必要と認められた機関

第28条 執行委員会及び第27条に定める各機関は、それぞれ内規を定めることができる。

第29条 各機関の内規は、本会会則に反するものであってはならない。

第30条 内規は、制定改正時に学生総会に提出し、その承認を得なければならない。

第31条 執行委員会会長と副会長の罷免及び辞任に関して、次のように定める。

第1項 全会員の1/3以上の署名をもって、会長と副会長の罷免に関する全校投票を執行委員会に要求できる。

第2項 執行委員会は、要求のあった日より7日以内に公開の場所における会長と副会長の釈明の

機会を与えなければならない。

第3項 全校投票は、要求のあった日より14日以内に行われるものとする。

## 第8章 会計監査委員会

第32条 会計監査委員会は、会計監査委員により組織される。

第33条 会計監査委員は、2回生より3名選出され、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第34条 会計監査委員長は、会計監査委員の互選によって選出される。

第35条 会計監査委員会は、執行委員会の要請により、すべての機関に対して、会計監査を行う権限を有し、執行委員会に報告する義務を有する。

第36条 会計監査委員会の要求に応じない機関があるときは、会計監査委員会はこれを執行委員会に報告しなければならない。

第37条 会計監査委員会の要求があるときは、すべての機関は必ず経費の出納に関するあらゆる資料を提出しなければならない。

## 第9章 部会

第38条 本会則第2章第2条の目的達成のため、部会を置くことができる。

第39条 部会は、会員の自由な参加により構成され、各人の豊かな学生生活の創造を図るものとする。

第40条 部会は、顧問を置かななければならない。

第41条 部会を運動部門系部会と文化部門系部会とに大別し、それぞれ運動部門キャプテン会議及び文化部門キャプテン会議をもつものとする。

第42条 運動部及び文化部キャプテン会議の委員は、各部会の部長とし、次の事項を行う。

第1項 執行委員会の予算の公正適切なる細目の分配に対する協力活動

第2項 執行委員会とキャプテン会議の連繫強化を図り、各部会による第2条の目的を図る。

第3項 部会相互の連繫強化を図り、第9章第30条の目的実現に寄与する。

第43条 部会の新設に対して、執行委員会は一定の条件を付けることができる。

第44条 次の事項に該当する部会は、学生総会の議決によりこれを廃止することができる。

ただし、この際該当部会の委員は、学生総会に出席し釈明することができる。

第1項 部会が学生の福祉増進に無利益と認めた場合

第2項 部会が学生の会計監査委員会の要求に応じない場合

第3項 部会が学生の行動を免脱したような不正行為をなした場合

第4項 部会の部長数が必要人数に満たず、3年以上経過した場合

## 第10章 会計

第45条 本会の経費は、入会金、寄付金、補助金、その他をもって、これにあてる。

第46条 会員は、年額4,000円の会費を納入しなければならない。

ただし、学校納入金とともに分納してもよい。

第47条 会計年度は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第48条 会員は入会の際会費とともに1,000円の入会金を納入しなければならない。

第49条 特別の事情のある者に対しては、執行委員会の議決により、会費の減免を行うことができる。



第 50 条 毎年の本会の経費について各委員会より、請求された予算額を、執行委員会はこれを受理し、予算案を作成する。

第 51 条 各委員会は、その経理に関し、会計監査委員会の要求により監査に応じなければならない。

第 52 条 本会の出納に関して、本部の名において、本学事務局に委託し、既納金は一切これを返戻しない。

## 第 11 章 掲示・集会・印刷物等

第 53 条 学生は、掲示しようとするときは、執行委員会に届けなければならない。

第 54 条 掲示は、定められた所にしなければならない。

第 55 条 掲示には責任者の指名を記入しなければならない。掲示期間は、原則 1 週間以内とする。

第 56 条 学生は、集会をしようとするときは、責任者が集会の目的、日時、場所及び参加者数などを、集会の期日までに執行委員会に届けなければならない。集会に使用する施設の使用については学生部に届け出て許可を得なければならない。

第 57 条 学生が印刷物を発行しようとするときは、あらかじめ執行委員会に連絡しなければならない。

第 58 条 印刷物に学外のものものを広告を載せようとするときは、執行委員会に届けなければならない。

第 59 条 本章各条において、自治会活動の機能を害し、その秩序を明らかに免脱した場合は、協議の結果禁止することがある。

### 補 則

執行委員会は、教務厚生課との連絡を密にし、自治会員の便宜を計らねばならない。

# 岐阜薬科大学大学院学生協議会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、岐阜薬科大学大学院学生協議会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は、大学院学生（以下「院生」という。）の相互交流、並びに研究生活の充実を図り、薬学の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 会員及び組織

第3条 本会は、本学大学院に在籍する院生を以って構成する。

第4条 本会の会員は、本会会則に定められた権利及び義務を有する。また、本会機関の決議に従う義務を有する。

## 第4章 役員

### 第1節 役員構成

第5条 会員の中より選出される執行部役員を次の如く定める。

会 長	1 名	書 記	1 名
副 会 長	1 名	会 計	1 名

第6条 会員の中より選出される執行部委員を次の如く定める。

スポーツ委員	1 名
学術文化委員	1 名

第7条 院生の在籍する講座、研究施設及び研究室（以下、全て、「研究室」という。）ごとに1名ずつ、代議員が選出される。

### 第2節 役員任務

第8条 会長は、次の事項を任務とする。

1. 大学院学生協議会を代表し、会務と統轄する。
2. 総会、代議員会の議長を兼任する。
3. 大学院学生教授協議会に出席する。

第9条 副会長は、次の事項を任務とする。

1. 会長を補佐し、会長不在時には、その職務を代行する。
2. 総会、代議員会の副議長を兼任する。

第10条 書記は、次の事項を任務とする。

1. 総会、代議員会、執行部会の議事録を作成し保管する。
2. 上記議事の明細を報告する。
3. その他関係書類を作成し、保管する。

第11条 会計は、次の事項を任務とする。

1. 本会の財政を管理する。(受納、及び支払)
2. 定例総会で予算、決算報告をする。

第12条 スポーツ委員は、次の事項を任務する。

1. 院生の健康保持及び増進、並びに相互交流を目的とした本会主催の行事を企画する。
2. 本会所有の運動用具を保管する。

第13条 学術文化委員は、院生の学識を高め、研究生活をより充実させることを目的とした本会主催の学術講演会、討論会等を企画する。

第14条 代議員は、代議員会に出席し、各研究室院生の意思を十分に反映するよう努める。

### 第3節 任期等

第15条 各会員は、定例総会において選出され、その翌日から次回定例総会当日までを任期とする。

第16条 執行部役員または、執行部委員が執務不可能となり、辞任した場合、一週間以内に総会を召集し、新規役員を選出する。

第17条 代議員が執行不可能となり、辞任した場合、直ちに、その代議員が在籍する研究室院生の中から新規代議員を選出し次の代議員会で報告する。

第18条 執行部の解散及び執行部役員、執行部委員の解任は、発起人(院生)が不信任案にその理由を示し、会員の、1/2以上の賛成署名を得た場合に成立する。

第19条 解散又は解任が成立した場合、発起人は一週間以内に総会を召集し、新規役員又は委員を選出する。

第20条 辞任、解散後の新規役員又は委員の任期は、前任者のそれを引き継ぐものとする。

第21条 執行部役員又は執行部委員と代議員の兼任については、総会の承認を必要とする。

## 第5章 機関

### 第1節 総会

第22条 総会は、第2条の目的達成の為に次の機関を置く。

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 総会   | 3. 執行部会 |
| 2. 代議員会 | 4. 小委員会 |

第23条 総会は、本会の最高議決機関であり、定例総会は原則として4月と10月に開催される。臨時総会は執行部会又は代議員会が必要と認めた場合及び執行部の解散又は執行部の役員、委員の解任が成立した場合に召集される。

第24条 総会は、会員の1/2以上の出席により成立し、議決に関しては出席者の2/3以上の賛成をもって可決される。

第25条 総会の招集は、開催日の5日以前に公示するのを原則とする。

### 第2節 代議員会

第26条 代議員会は、会員を代表する最高の議決機関である。特に会員の意見を必要とする事の他は本会議で議決し、実行する権限を有する。

第27条 代議員会は、執行部役員、執行部委員及び代議員によって構成され、全て一票の議決権を有する。

第28条 代議員会は、次の場合に召集される。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 執行部会が必要と認めた場合。
3. 代議員総数の1/3以上の要求があった場合。

第29条 代議員は、全代議員の2/3以上の出席によって成立し、決議に関しては、出席者の2/3以上の賛成をもって可決される。

第30条 代議員は、各研究室の院生全てに決議事項、連絡事項等を伝達する義務を有する。

### 第3節 執行部会

第31条 執行部会は、本会の評議、執行機関である。

第32条 執行部会は、執行部役員によって構成され、会長を議長とする。

第33条 執行部会は、必要に応じて会長が召集する。

### 第4節 小委員会

第34条 代議員会は、この必要性を認めた場合、小委員会を、設置できる。

第35条 小委員会の構成は代議員会で決定する。

第36条 小委員会の委員長には、原則として代議員が就任する。

第37条 小委員会は、議決権を有しない。

## 第6章 財務

第38条 本会の経費は、会費、補助金その他をもってこれに当てる。

第39条 本会の会計期間は、4月1日より9月30日迄と、10月1日より翌年3月31日迄の二期とする。

第40条 会員は、会費として定例総会で定める金額を所定の期日までに納入しなければならない。

第41条 代議員会で必要と認めた経費は臨時に徴収することができる。

## 第7章 改正

第42条 本会則に対する改正案は、書式で代議員会に提出される。

第43条 提出された改正案は、代議員会に於て可決された後、総会に於て、出席者の2/3以上の承認により改正される。改正条文の施行日も同時に決定する。

### 附 則

本会則は、昭和59年4月1日より施行する。

# 学生会館規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、学生会館（同窓会関係を除く別館3階）の運営について必要な事項を定める。

## (目的・性質)

第2条 本館は、本学教育の一環として、健全な自治精神に基づく学生生活の福祉向上のために使用されなければならない。

## (学生会館運営委員会)

第3条 本館の施設、運営等について審査し、その円滑な運用を図るため、学生会館委員会を置く。  
当委員会は、執行委員会の中に置く。

第4条 本館を借受けようとする者は、下記事項を所定の用紙に記入署名して運営委員会に届け出なければならない。

- イ 主催者名
- ロ 会合の名称及び目的
- ハ 参加者の種類及び人員
- ニ 借受者名
- ホ 使用期間
- ヘ 飲食物の有無及び種類
- ト 会費、プログラム

その他これに属するものを徴収することの有無とその収支決算

## 細 則

- 1 本館の使用時間は、原則として午前8：00～午後10：00とする。
- 2 本館における合宿は認めない。
- 3 学外者の本館使用は原則として認めない。  
ただし、本学同窓会は除く。

## 〈内 規〉

### 学生図書運営委員会に関する内規

昭和45年9月28日制定

第1条 学生図書運営委員会は、図書に関する諸事項を取り扱うこと。

第2条 学生図書運営委員会は、各クラスより選出された各2名の学生図書運営委員により構成される。

第3条 学生図書運営委員会は、学生図書運営委員の互選により選出され、執行委員会に加わる。

第4条 学生図書運営委員の任期は1か年とし、11月に選出される。  
ただし、新入生は4月とする。

## 附 則

この内規は、昭和45年12月1日から施行する。

### サークル同好会、クラブに関する内規

昭和45年9月18日制定

第1条 サークル同好会、クラブに関する諸決議はすべて運動文化両キャプテン会議（以下「キャプテン会議」という。）の決定に基づく。

第2条 サークルは発足と同時に自治会執行部に申し出、その組織の存在の承認を受ける。

第3条 同好会はサークルとして発足して、1年以上経過しているものとし、執行部に申し出た上、キャプテン会議でその活動を認められたものとする。

第4条 さらにクラブ昇格は、同好会として発足して2年以上経過しているものとし、クラブ昇格の申請を自治会執行部に申し出、キャプテン会議を通して決議の上、さらに代議員会の承認を得た後、決定するものとする。

第5条 クラブの消滅は、人数にかかわらず、2年以上の自治会予算要求の申請がない場合、自然消滅するものとする。

#### 附 則

この内規は、昭和45年12月1日から施行する。



令和6年4月1日

郵便番号 501-1196  
岐阜市大学西1丁目25番地4

**岐 阜 薬 科 大 学**

電 話 (058) 230-8100